

危険ブロック塀等撤去費補助事業

事業概要

倒壊の危険性の高いブロック塀等が、地震発生時に倒壊し周辺への被害や避難経路を塞ぐおそれがあり、その危険ブロック塀等を撤去し、安全の確保を図るため、道路に面した倒壊の危険性の高いブロック塀等の撤去工事費の一部を助成します。



Before : 危険な状態のブロック塀

- 道路に対して傾いている
- ひび割れや損傷がある
- 目地が割れたりブロックがずれたりしている
- 高さが2.2mを超えている



After : 危険な部分の除却により安全の確保

- 著しく老朽化していたブロック塀を撤去し、道路への倒壊の危険性を除去
- 土留めとなっており撤去できないブロックも、不良箇所は補修

劣化した塀は撤去し、不安を除きましょう！

補助金の活用にあたっては、予算に限りがあるため、事前にご相談をお願いします。

【お問い合わせ】
都市建設部建築指導課
電話番号：0942-30-9089

□補助対象

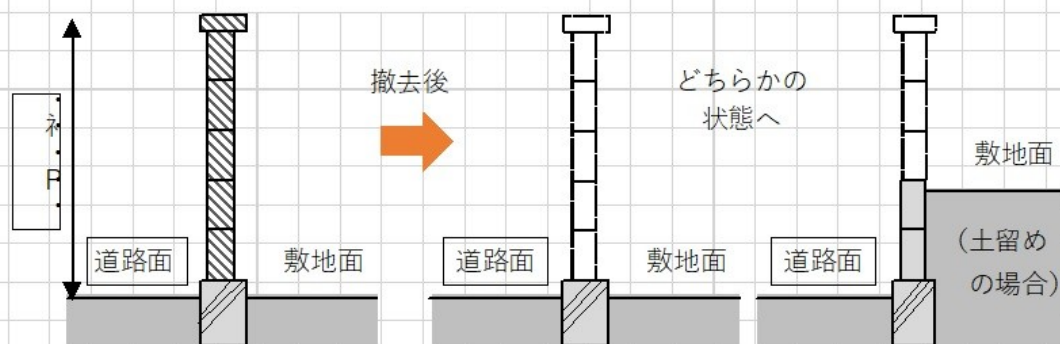
道路に面し、高さ1m以上、市職員による調査(※1)で危険と判定されたブロック塀等を、原則として全て撤去する場合(※2)、補助対象としています。

【※1 主な項目】

次の事項の有無

- ・傾き
- ・ひび割れや欠損
- ・控え壁
(高さ1.2m超の場合)
- ・基礎
- ・鉄筋

【※2 撤去範囲】



□補助金額（令和4年度から増額）

次の①～③のうち最も低い金額

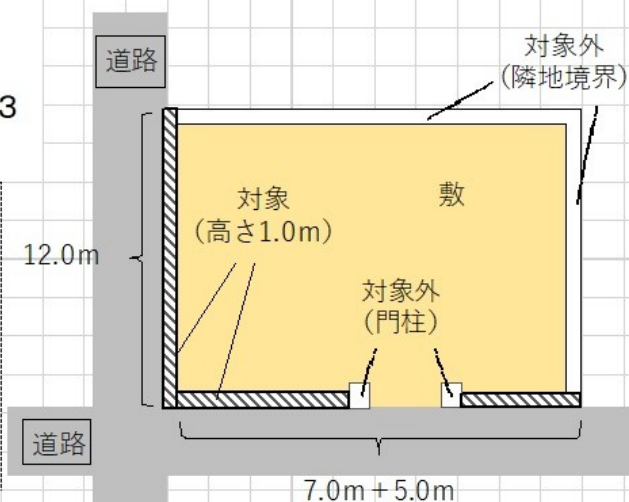
- ①工事見積額の2/3
- ②単価上限額(12,000円×見付面積)の2/3
- ③160,000円(交付上限額)

【算出例】

撤去見付面積24㎡、撤去見積り220,000円

- ①146,666円(220,000円×2/3)
- ②192,000円(24㎡×12,000円/㎡×2/3)
- ③160,000円

⇒補助金額146,000円(千円未満切り捨て)



□補助申請の注意点と流れ

【注意点】

- ・次に該当する場合は補助金を受けることができません。
交付決定前に工事契約または工事着手した場合
市職員による調査で補助対象外と判断された場合
同一敷地のブロック塀について、過去に本補助を活用して撤去した場合
- ・市内業者に工事発注予定のものが対象です。
- ・撤去後に新たにブロック塀等を築造する場合は、建築基準法等に適合させてください。

補助金を工事業者に直接支払うことができます。
詳しくは担当課までお尋ねください。

【流れ】

